



RIETI Discussion Paper Series 23-J-031

大学の安全保障輸出管理体制をめぐるアンケート調査

手塚 沙織
南山大学

五十嵐 彰
大阪大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

大学の安全保障輸出管理体制をめぐるアンケート調査*

手塚沙織（南山大学）

五十嵐彰（大阪大学）

要 旨

米中の技術覇権争いの激化に伴い、日本の経済安全保障環境が変容する中、技術管理の重要性は高まっている。では、技術を生み出す研究者が属する大学では、技術管理を含めた安全保障輸出管理に関する政策を具体的にどのように運用し、運用上の課題には、こういった制度が効果をもたらすのか。これらの点を明らかにするため、日本全国の全ての国立大学および理工医薬系を持つ公立大学と私立大学に対しアンケート調査を実施した。本稿では、過去の事例報告などをふまえ、学問の自由と輸出管理上の問題点として提起されてきた主要な項目 5 つ（大学当局による産学連携の一環としての国外企業との研究の把握、デュアルユース（軍民両用）技術になりうる研究の把握、外為法の例外規定の技術に関する判断、リスト規制対象となる研究者又は研究室に対する研究プロジェクトの資金の出所の開示要求、外国籍の教員や学生の帰国時に際した内部規定遵守の実施）を従属変数にし、こういった変数が現行の大学の輸出管理体制と関連を持つかを検証した。その結果、輸出管理担当部署の専任を有している大学は、外為法の例外規定の技術の判断がより明確であり、デュアルユース技術になりうる研究を把握していることがわかった。さらに、輸出管理担当部署の職員に経験者がいることは、デュアルユースの可能性のある研究を把握しており、リスト規制対象となる研究者又は研究室に対する研究プロジェクトの資金の出所を開示請求する傾向にあった。上記の点に対し、現在の政府アドバイザーと政府による学習提供は有意な関連があるとは言い難いことから、優先的な政策的示唆として専門人材の育成を提言したい。

キーワード：安全保障、輸出管理、学問の自由、産学連携、デュアルユース

JEL classification: F52, O24, O32, Q37

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるグローバル・インテリジェンス・プロジェクト（国際秩序の変容と日本の中長期競争力に関する研究）におけるプロジェクト「経済安全保障と産業政策・科学技術政策に関する比較研究」の成果の一部である。本稿のアンケートの設計に当たっては、佐橋亮准教授（東京大学/経済産業研究所）にマネジメント上の多大なご尽力を頂戴した上、貴重なご意見や有意義なご提案を数多くいただいた。また、本稿のアンケートの設計では、吉岡（小林）徹講師（一橋大学）、本プロジェクトのメンバーおよび経済産業省経済安全保障室各位より貴重なご助言や建設的なご意見を多く頂戴した。さらに、アンケート調査に回答して下さった全ての大学当局の関係者の方々、さらにアンケート項目に関して貴重なご質問やご意見をくださった同関係者の方々に心より御礼を申し上げる。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表したものである。検討会参加者からの有益なコメントにも感謝を申し上げる。

1. 問題意識

なぜ輸出管理 (export controls) を行うのだろうか。輸出管理とは、概して、国家がヒト・カネ・モノ・情報/知識をある特定の領域 (国や地域) に留めておく、もしくは出て行く質量をコントロールする制度であり、その制度の根本的な存在理由には国家の安全保障 (national security) がある。つまり、輸出管理を通じ、国家の経済・軍事のパワーを維持し、国家の安全を強化するのである。

輸出管理の適用範囲は商品・サービスを生み出す企業に限った話ではない。知識/技術を生み出す大学に対しても同様である。大学における輸出管理の主な対象である知識/技術に対する姿勢は、企業とは異なった考え方があり、それが「学問の自由」である。「学問の自由」は科学技術の進展において不可欠であり、そこには研究の公開や国際交流といった開放性が必要とされる。しかし、その開放性が悪用され、大学・研究機関にて研究者が生み出す知識/技術が、その主体から離れ、意図せずして、敵対する個人や組織、国家に渡った場合、多大な損失を生み出す。ひいては、国家間の経済・軍事のパワーバランスを変え、国家の安全保障を揺るがす事態を引き起こす可能性を孕んでいる。だからこそ、大学に対しても、その知識/技術に対する輸出管理が実施されてきた。とは言え、輸出管理と学問の自由のバランスを取ることは容易ではない。輸出管理はその制度が厳格化し過ぎれば、研究の開放性を阻害する障害となってしまうかねないためである。

輸出管理と学問の自由の間における均衡を保つといっても、その均衡点が政府と研究者の間で一致しているかと言えば疑問符が付く。例えば、輸出管理の規制の対象外となる基礎研究か否かという認識に政府と研究者の間で相違がないとは言いきれないだろう。煎じていけば、この認識の違いは、大学の輸出管理の運用に関しても問題を起こしうる。すでに欧米諸国において、安全保障や輸出管理に関する見解の違いが多層的な問題を引き起こしている。例えば、MIT の調査 (2021) では、トランプ米政権による「China Initiative (中国イニシアティブ)」は当初は安全保障上の問題とされる経済スパイなどに焦点が当てられていたが、その後は研究資金の不開示といった研究インテグリティの違反を取り締まる形へと変容し、その多くも取り下げられたと指摘される。しかしながら、輸出管理に関する研究は学術的に非常に少ないことが問題視され、その潜在的要因として、正確なデータの取得の困難さ、問題の複雑性、機密情報といったことが指摘されてきた (Kremic, 2001)。さらに言えば、輸出管理と学問の自由の間におけるバランスを保つ、つまり輸出管理を政策として進める政府と学問の自由のもとで研究を進める研究者の間にて、そのバランスを実務上対応するのは大学当局であり、その大学当局に焦点を当てた研究は、限定的な調査報告や事例研究に留まってきた。こういった問題意識のもと、本稿では、政府と研究者の間のアクターとして、実際に輸出管理制度を運営する大学当局に焦点を当て、輸出管理と学問の自由の間で主な問題として提起されてきた項目を従属変数とし、回帰分析を通じて、その制度上の効果を測った上で、その改善点を探ることとした。

2. 先行研究

日本の大学と安全保障輸出管理体制に関する先行研究・調査としては、筑波大学産学リエゾン共同研究センターの新谷・菊本 (2010) が挙げられる。調査が実施された 2010 年は、「外国為替及び貿易法」 (以下「外為法」) の改正に基づき、輸出者等遵守基準に関する省令が施行され、大学に対して輸出管理体制の整備が義務化された。新谷・菊本の調査 (2010) では、全国立大学法人 86 ヶ所の産学連携担当部署を対象とし、52 校 (60.47%) の回答を得た中で、安全保障貿易管理体制を整備していた大学は 12 校にすぎなかった。新谷・菊本 (2010) は、体制構築が遅れている最大の原因として、「安全保障貿易管理体制を構築する人材がいらない」 (p.18) とし、この背後には「普通の人材ではなかなか対応しにくい複雑な法体系という根本的な問題と、留学生を扱うという企業とは異なるオープンな環境を持つ大学の特殊性の問題が大きいと言える」 (p.18) と指摘していた。同調査は、安全保障輸出管理制度が変容を始めた初

期段階のもので、先駆的な調査であった。

その後、省庁機関から大学に対して安全保障輸出管理体制に関するアンケート調査が定期的に実施されてきた。文科省は、2015年2月に初めて輸出管理担当部署の設置状況に関するアンケート調査を実施した。国立大学及び医歯薬理工系学部を持つ公私立大学（計292校）を対象にした同調査では、輸出管理担当部署を設置済とした大学は126校（45.8パーセント）、そのうち専ら輸出管理を担当する専任部署を設置する大学は9校（7.1パーセント）、輸出管理の専門的知識を備えた者を配置する大学は37校（29.4パーセント）と示された（松本, 2016）。第二回の調査（2016年2月）では、輸出管理担当部署の設置状況に加え、相手機関を外国ユーザリストで確認しているか否かを聞いている（確認している大学は129校、54.9パーセント）（松本, 2016）。文科省に加えて、経済産業省（以下、経産省）による安全保障貿易管理に関するアンケート調査（2016、2020）において、文科省と異なる質問項目としては、外国人留学生・研究者の受入時（入口）の安全保障貿易管理上の審査の状況が挙げられる。直近の文科省・経産省の合同調査（2021年）では、輸出管理担当部署の設置状況や関係規定の策定状況に加え、該非確認責任者の有無、外国人留学生等の受入れ時における技術提供の確認手続の規定、取引相手先の確認の有無、帰国時の注意喚起の実施の有無、リスト規制該当技術を持っているか否かを調査した。文科省と経産省の合同調査は、年度を追う毎に具体的な調査項目が盛り込まれるようになった。しかしながら、これらの省庁機関からの定点観測的なアンケート調査は、大学の輸出管理担当部署の設置の有無といった現状の把握には重要であるが、どういった運営上の現状がどの問題点と関連しているのか、どういった運営状況がどの問題点に効果があるのかといった課題には答えられない。

他方、欧米諸国における大学と安全保障輸出管理体制に関する実証研究・調査には、政府関係カウンスル（Council on Governmental Relations）による事例研究（2004）、米会計検査院（U.S. Government Accountability Office、以下、GAO）による調査報告書（2020）、英ロンドン大学キングスカレッジ（以下、KCL）による大学や研究機関で発生した無形技術移転に関する事例集（2020）などがある。GAO報告書（2020）は、「国務省および商務省は大学特有の法令遵守上の問題に対処するためのガイダンス・支援を改善すべきである」と題され、①大学における輸出管理規制の理解と遵守を促すため、政府がガイダンスや支援をどの程度提供しているのか、②大学が政府機関と協力し、ガイダンスを得る上での課題、③大学が作成した輸出遵守方針および実践が政府機関の輸出遵守ガイダンスとどの程度一致しているのか、これらの点が検討されている。GAO報告書は、アメリカの大学のケースであるとは言え、輸出管理体制をめぐる政府機関と大学の間での認識の違い（例えば、基礎研究など）といった、日本の大学に対しても質問事項として採用すべき問題点を浮き彫りにしている。

実際、上述したGAO報告書をもとに、中田（2020）は、抽出した日本の大学9校に輸出管理体制の実態調査をし、日米比較を行った。GAOが抽出したコンプライアンス・プログラムの要素項目は、①大学トップの意思決定と輸出管理体制の構築、②リスクアセスメント（各種リスクを分析・評価、セーフガードの構築）、③輸出審査・承認と輸出規制対象貨物・技術の管理、④記録の保存（輸出管理の実行に関連する資料、情報の法令に従った保管）、⑤教育・訓練、⑥内部監査、⑦違反の報告、違反の根本的原因の特定と対処、⑧コンプライアンス・マニュアル（規程、体制、実施手続き、関係者の役割と責任の文書化）の8項目である。中田は、これら8項目を日本の9校に調査した結果、アメリカの大学が「自らの判断でやるべき項目はやる、リスク管理の一環として「十分に実施」しなければ意味がないという取り組みにより、実施項目の達成度が高い」（p.131）一方、日本の大学は「輸出管理の枠組みは構築したが、（一部の体制の整った大学を除き）実施が困難な状況があり、実施の必要性を言われるので何とか努力して「部分的な実施」に努めている。しかし、この構図のままでは達成度はかなり苦しい」（p.131）と指摘した。中田の調査は数量が限られているため、大学全体の輸出管理体制に当てはまるかどうかはわからない。

輸出管理が国家安全保障の制度であるという性質上、数値化することは困難であり、上述してきた先

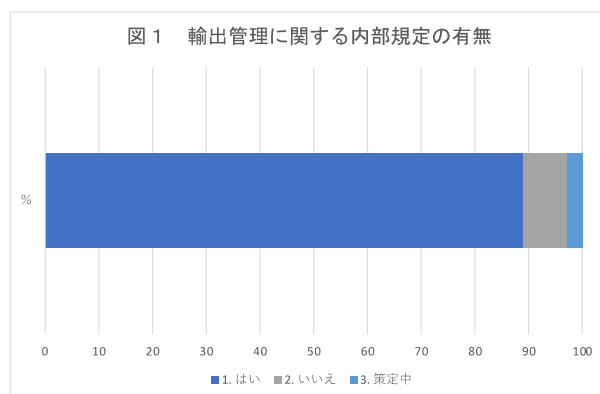
行研究・調査では現状把握と事例分析に留まり、政府による技術管理を含んだ安全保障制度やそれに基づく大学の制度(政策)の効果は十分に検証されてこなかった。この点を明らかにするため、本研究では、先行研究や調査を参考にしながらも、安全保障輸出制度が具体的にどのように運営され、どのような制度がこういった問題に効果があるのかといった制度上の効果を検証することを目的とした。それを踏まえ、どのような改善が示しうるのかといったインプリケーションを示したい。まず、次節にて、調査の概要を述べた後、調査結果について、輸出管理に関する大学当局の対応に着目し、(1) 輸出管理体制の現状を踏まえ、(2) 輸出管理の運用上の問題点の観点から分析した。最後に、調査分析から政策へのインプリケーションを示す。

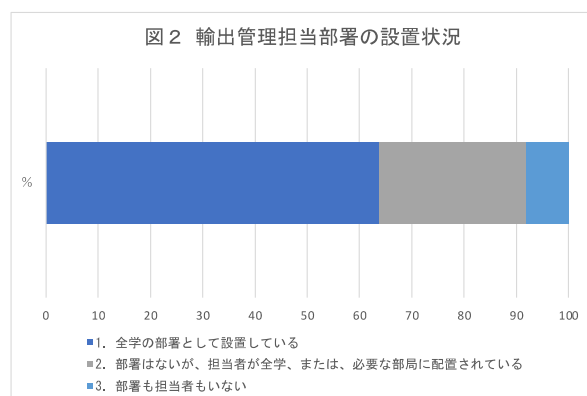
3. 調査の概要

本研究グループでは、2022 年 11 月～12 月に RIETI にて 2022 年度「大学における安全保障輸出管理をめぐるアンケート調査」を紙とウェブにて行った。全ての国立大学及び理工医薬系を持つ公私立大学の 323 校を調査対象とし、有効サンプルは 210 校（有効回収率 65 パーセント）である。質問項目は、①大学の安全保障輸出管理体制の整備状況に関するもの、②輸出管理対象リストに関する大学の現状をめぐるもの、③大学のグローバル化にともなう輸出管理に関するもの、④大学当局と研究者と政府のコミュニケーションに関するものなどで構成されている。既存の質問項目として、「輸出管理担当部署の設置の有無」や「機密技術の輸出を管理するための管理規約の有無」（経済産業省、2018 年）や「留学生の帰国時の軍事転用可能な技術の持ち出しを禁じる注意喚起の実施の有無」（経済産業省・文部科学省、2021 年）に加えて、欧米諸国の調査や事例報告などを参考に質問項目を作成し、独自の項目を作った。回答数は、大学区分別でみると、国公立は 96 校（45.7 パーセント）、私立は 114 校（54.3 パーセント）である。回答大学のうち、9 学部のうち 1 学部のみが医療系学部であることから全項目に未回答であった大学を除いた、210 校のデータを用いることとした。なお、設問の詳細と結果は資料編とした。

3-1. 輸出管理体制の整備の現状

2010 年に輸出者等順守基準に関する規定が施行され、大学・研究機関に対しても輸出管理内部規定の整備が義務付けられることとなった。そのため、輸出管理に関する内部規定は、過半数の大学（89 パーセント、186 校）にある。しかし、輸出管理担当部署の設置状況となると、「全学の部署として設置している」のは 63.8 パーセント（134 校）、「部署はないが、担当者が全学、または、必要な部局に配置されている」のは 28.1 パーセント（59 校）であった（図 2）。過半数の大学では部署として設置されているが、一定数の大学では部署がなく、まだ不完全な整備である。





輸出管理担当部署の設置年度は、2015-2019年度が最も多い（42.9 パーセント、57 校）（図 2）。2010 年に大学・研究機関に輸出管理内部規定の整備が義務付けられることとなったが、多くの大学がそれから 5 年以上経てからの設置となっており、輸出管理体制を整備するまでに時間がかかっていることがうかがえる。さらに、輸出管理担当部署といっても、過半数の大学では専任は配置されておらず、兼任が多い（表 1）。

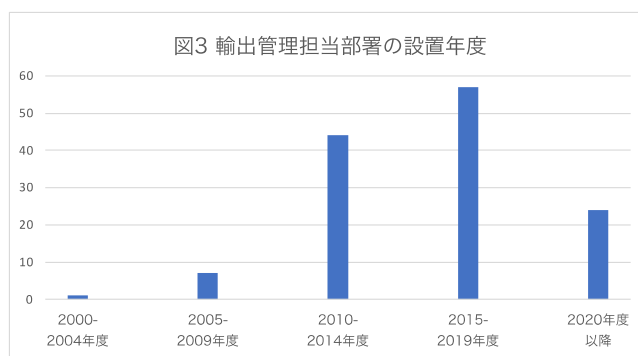


表1 輸出管理担当部署の専任・兼任の人数									
専任	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6-10人未満	10人以上	合計
度数	100	13	8	7	2	1	2	1	134
%	74.6	9.7	6.0	5.2	1.5	0.7	1.5	1.0	100
兼任	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6-10人未満	10人以上	合計
度数	5	9	36	24	20	11	21	8	134
%	3.7	6.7	26.9	17.9	14.9	8.2	15.7	6.0	100

輸出管理部署が整備されている大学では、輸出管理に関する内部規定案の作成といった権限が与えられている。ほぼ全ての大学では、内部規定が義務付けられていることから、内部規定案の作成に関しては、輸出管理担当部署に権限と実効性が与えられている。

表2 輸出管理担当部署の権限と実効性		
	度数	%
1. 輸出管理に関する内部規程案の作成	124	94.7
2. 運用手続き（細則）の制定・改廃	102	77.9
3. 特定類型該当者の把握	108	82.4
4. 該非判定及び取引審査の最終的な承認	79	60.3
5. 教職員の輸出管理に関する監査	88	67.2
6. 教職員に対する輸出管理に関する研修・啓発活動	120	91.6
7. 学生に対する輸出管理に関する研修・啓発活動	83	63.4
8. 教職員・学生以外で貴学に所属する者（訪問者など）に対する輸出管理に関する研修・啓発活動	51	38.9
注：複数回答可で、各々に該当すると回答した割合であるため、合計しても100%とならない。		

3-2. 独立変数と従属変数の選定

本研究では、学問の自由と輸出管理上の問題点として提起されてきた主要な項目 5 つを従属変数とした。1 点目の従属変数として、「外為法の例外規定の公知・基礎科学が適用される技術の判定」を選定した理由は、KCL の事例報告書（2020）において、「プラズマアクチュエータに関するデータの不正輸出で収監された米国の大学教授」や「ウイルス研究の公表をめぐり、輸出管理の適用に不服申立てをしたオランダの科学者」の事件から、政府（法律）と研究者との間における基礎研究か否かの認識の違いが指摘されてきたためである。基礎研究か否かの判断に関する政府と研究者の認識の違いは、これらの事例に留まらず、大学における輸出管理における重大な問題とされ続け、大学の輸出管理体制の整備との関連を検証することは重要であろう。2 点目の従属変数に「デュアルユース（軍民両用）技術となりうる研究の把握」としたのは、KCL の同報告書（2020）における先述したオランダの科学者の事件に加えて、小林・細野（2020）は、米国の大学のデュアルユース技術に対する管理統制を示しながら、日本の大学ではデュアルユース技術となりうる研究に対して適切な統制及び管理がほぼできていないと指摘しており、デュアルユース技術となりうる研究への大学の輸出管理体制整備との関連を検証するのは不可欠だと考えた。3 点目の従属変数に「産学連携の一環としての国外企業との共同研究の把握」とした理由は、米ジョージタウン大学セキュリティと新興技術センターの報告書（2020）によって指摘がなされた、米ハイテク企業と中国の大学の産学連携による技術流出などを念頭ににした。4 点目の従属変数として、研究プロジェクトの資金の開示要求を用いた。大学や研究機関における研究プロジェクトの資金を通じた利益相反や技術移転は事例報告から問題視されてきた（例えば、U.S. White House Office of Science and Technology Policy, 2020）。研究インテグリティの観点から、研究プロジェクトの資金の流れを把握しようとする動きが欧米諸国では広がっており、この点も日本の大学の輸出管理体制との関連を検証した。5 点目の従属変数には、「外国籍の教員や学生の帰国時に際した内部規定遵守の実施」とした理由には、オーストラリア戦略政策研究所による報告書（2018）において中国の軍関係の科学者が欧米に留学生・研究者として派遣されている実態が示されており、外国籍の教員や学生に対する一定程度の規制が取り上げられるようになってきたためである（もちろん、これに関連し、人種や国籍差別といった問題も提起されている点には留意されたい）。

これらの 5 点には、米国立科学財団が委託した科学助言グループ JASON の報告書（2019）や、米スタンフォード大学フーバー研究所の報告書（2020）、米連邦捜査局の通達と豪戦略政策研究所の報告書を概説した則竹（2020）などでも指摘されている。それぞれの項目は互いに密接に関連しており、本質的には、輸出管理と学問の自由の間で起こってきた重大な問題として集約されるため、従属変数とし、大学の輸出管理体制の整備との関連を検証することとした。（「外為法の例外規定（公知・基礎科学）が適用さ

れる技術の研究の判定」(問24)と「デュアルユース技術となりうる研究の把握の有無」(問27)、「研究プロジェクトの資金の開示要求の有無」(問20)、「産学連携の一環としての国外の企業と共同研究を行なっている研究者/研究室/プロジェクトの把握の有無」(問45)、「外国籍の教員や学生の帰国時に際した内部規定遵守の実施」(問38))。

独立変数は、現行の大学の輸出管理体制の整備状況とし、具体的には、①大学形態、②輸出管理担当部署の専任・兼任数(専任と兼任を両方95と回答した大学が1校、兼任を89名と回答した学校が1校あったため、それらの極端な大学を除いた値を提示)、③輸出管理担当部署の統括責任者の輸出管理の経験の有無、④他部署との連携、⑤研究者との連携、⑥政府アドバイザー(アドバイザー派遣事業の利用の有無)⑦政府による学習提供:以下の質問(問50、問51)どちらかもしくは両方はいと答えていれば1、そうでなければ0。「日本政府(経済産業省)が作成し経産省ホームページにて提供している教職員向けの安全保障貿易管理に関するe-ラーニングを利用されていますか。」(問50)、「日本政府(経済産業省)が監修し、APRIN(一般財団法人公正研究推進協会)が提供する教職員向けの安全保障貿易管理に関するe-ラーニングを利用されていますか」(問51)また、研究プロジェクトの資金の開示と、外国籍の教員や学生の帰国時に際した内部規定遵守の実施、この2つの従属変数に対しては、独立変数に、教職員に対する特定類型(「居住者のうち典型的に非居住者の非常に強い影響下にある者」)に該当するか否かの学内調査の有無(問30)と学生・被雇用者に対する特定類型に該当するか否かの確認の有無(問31)を含めた。このうち、輸出管理担当部署の統括責任者の輸出管理の経験の有無、他部署との連携、そして研究者との連携は輸出管理担当部署の専任に対してのみ聞いている。そのため、大学によっては専任を有しておらず、この質問の対象外になっているものもある。続く分析では、モデルを2つ提示し、この3つの変数を除外したモデル(モデル1)と、投入したモデル(モデル2)の双方を示す。

表 3. 記述統計			
	N	最小値—最大値	平均 (S.D.) / 割合
専任の人数	209	0-9	.363 (1.097)
兼任の人数	209	0-45	2.713 (4.541)
政府アドバイザー	205	0-1	45.365%
政府学習	209	0-1	41.626%
対教職員みなし輸出調査	204	0-1	56.863%
対学生等みなし輸出調査	204	0-1	54.902%
大学形態			
国立	70	0-1	33.653%
公立	25	0-1	12.019%
私立	113	0-1	54.326%
経験者	131	0-1	17.557%
他部署との連携	131	0-1	75.573%
研究者との連携	131	0-1	74.809%
研究資金の開示要求	200	0-1	84.000%
産学連携の把握	198	0-1	68.182%
デュアルユースの把握	198	1-4	2.071 (.915)
外為法の例外適用の判定	199	1-4	2.523 (.915)

分析結果

分析結果を表 4 から表 8 に示した。全体的に、結果を 3 点にまとめることができる。まず、政府による施策とそれぞれの従属変数との関連の有無である。政府アドバイザーと政府による学習提供は、デュアルユースの可能性のある研究の把握、外為法の例外規定が適用される研究（基礎研究）の判定、産学連携の国外企業との研究の把握、研究資金の開示要求、外国人の帰国時の内部規定の遵守の実施の有無に対して、関連があるとは言えない。ただし、外為法の例外規定が適用される研究の判定に対し、政府による学習提供はモデルによっては関連があることが示された。政府が提供する学習教材を使用していれば、外為法の判定についてより正確な判断ができるようになるといえるだろう。ただしモデル 2 では関連が見られなくなっているが、これはサンプルサイズが減少したためだと考えられる。

第二に、輸出管理担当部署に専任がいることの意義である。専任の人数と、外為法の例外規定の研究の判断とデュアルユース技術になりうる研究の判断との間には、正の関連があった。専任がいる場合には、学内の研究が外為法の適用例外となるかどうかやデュアルユース技術になりうるかの判断がより明確となる。研究の内容を理解した上で、技術的に困難な判断がより正確に行えるのだと考えられる。ただし、それは専任であるが故に、兼任と異なり、時間的余裕があり、輸出管理や研究に関する学習時間が増え、適切な判断が可能となっているのか、それとも専任の経歴自体が輸出管理担当部署に適任であったかどうか、これらの 2 つの可能性が考えられる。

第三に、輸出管理担当部署の職員に経験者がいる場合には、デュアルユースの可能性のある研究を把握しており、リスト規制対象となる研究者または研究室に対する研究プロジェクトの資金の出所の輸出管理担当部署への開示要求する傾向にあった。担当者に輸出管理の経験があるということは、つまり現場における過去の経験が活かしてきたと考えられる。研究プロジェクトの資金の流れの把握が必要であると感じ、開示要求を求めることは、過去の経験から必要とされる項目であると十分に認識していると推察されるためである。

表 4. 外為法の例外適用の判定との関連		
	Model 1	Model 2
	B (S.E.)	B (S.E.)
専任の人数	0.213*** (0.054)	0.167** (0.052)
兼任の人数	0.018 (0.013)	0.004 (0.013)
政府アドバイザー	0.205 (0.125)	0.275 (0.148)
政府学習	0.279* (0.124)	0.236 (0.139)
大学形態（国立）		
公立	-0.287 (0.209)	0.261 (0.276)
私立	-0.384** (0.134)	-0.306* (0.148)
経験者	-	0.334 (0.188)
他部署との連携	-	0.165 (0.198)
研究者との連携	-	0.008 (0.195)
N	199	129
* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$. 専任と兼任で合わせて 80 人未満の大学のみ		

表 5. デュアルユース把握との関連		
	Model 1	Model 2
	B (S.E.)	B (S.E.)

専任の人数	0.115* (0.058)	0.095 (0.062)
兼任の人数	0.017 (0.015)	0.009 (0.016)
政府専門	0.163 (0.135)	0.198 (0.175)
政府学習	0.151 (0.134)	0.083 (0.165)
大学形態（国立）		
公立	0.257 (0.225)	0.171 (0.324)
私立	0.092 (0.145)	0.084 (0.173)
経験者	-	0.746** (0.225)
他部署との連携	-	0.495* (0.231)
研究者との連携	-	-0.110 (0.229)
N	198	127
* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$. 専任と兼任で合わせて 80 人未満の大学のみ		

表 6. 産学連携の把握との関連		
	Model 1	Model 2
	B (S.E.)	B (S.E.)
専任の人数	-0.039 (0.136)	-0.146 (0.159)
兼任の人数	0.021 (0.041)	-0.019 (0.038)
政府専門	0.042 (0.322)	0.250 (0.461)
政府学習	0.337 (0.325)	0.154 (0.442)
大学形態（国立）		
公立	-0.623 (0.520)	0.566 (0.917)
私立	-0.202 (0.356)	0.174 (0.458)
経験者	-	1.433 (0.806)
他部署との連携	-	0.751 (0.588)
研究者との連携	-	-0.122 (0.604)
N	198	127
* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$. 専任と兼任で合わせて 80 人未満の大学のみ		

表 7. 研究プロジェクト資金の開示要求との関連		
	Model 1	Model 2
	B (S.E.)	B (S.E.)
専任の人数	-.111 (0.216)	-.231 (.274)
兼任の人数	.031 (0.037)	.009 (.048)
政府アドバイザー	-.209 (0.410)	.431 (.557)
政府学習	.646 (0.406)	.650 (.527)
大学形態（国立）		
公立	.189 (0.741)	.872 (.946)
私立	.462 (0.457)	.128 (.554)
経験者	-	1.599* (.629)
他部署との連携	-	.508 (.737)
研究者との連携	-	-1.246 (.690)

N	198	128
* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$. 専任と兼任で合わせて 80 人未満の大学のみ		

表 8. 外国人に対する内部規定遵守との関連		
	Model 1	Model 2
	B (S.E.)	B (S.E.)
専任の人数	0.102 (0.136)	0.148 (0.146)
兼任の人数	0.032 (0.042)	0.055 (0.055)
対教職員みなし輸出調査	0.882* (0.407)	0.687 (0.540)
対学生等みなし輸出調査	0.648 (0.397)	0.712 (0.507)
政府アドバイザー	0.478 (0.317)	0.480 (0.416)
政府学習	0.032 (0.321)	-0.197 (0.392)
大学形態 (国立)		
公立	-0.135 (0.542)	-0.214 (0.777)
私立	0.387 (0.360)	0.211 (0.428)
経験者	-	0.347 (0.550)
他部署との連携	-	0.601 (0.555)
研究者との連携	-	-0.191 (0.551)
N	204	130
* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$. 専任と兼任で合わせて 80 人未満の大学のみ		

4. 調査分析を踏まえたインプリケーション

大学が、法律や規制に照らし合わせた形で、十分に輸出管理体制を整備するのは容易なことではない。本稿の分析結果では、輸出管理担当部署があるということではなく、輸出管理担当部署に専任がいる、また同部署に経験者がいることで、学問の自由と輸出管理上の問題として提起されてきた主要な点（外為法の例外規定の研究の判断、デュアルユース技術になりうる研究の判断、リスト規制対象となる研究者又は研究室に対する研究プロジェクトの資金の出所の開示請求）に対して好ましい効果をもたらすことがわかった。さらに言えば、現行の政府の大学への支援制度（政府アドバイザー派遣事業、経済産業省による教職員向けの安全保障貿易管理に関する e-ラーニング、経済産業省の監修の APRIN(一般財団法人公正研究推進協会)が提供する教職員向けの安全保障貿易管理に関する e-ラーニング）では有意な関連が見られない。そのため、本稿の結果を踏まえた優先的な政策的示唆は、輸出管理に関する専門人材の育成とそういった人材の大学での雇用補助を提示する。ただ、本研究の分析結果では、輸出担当部署の専任の人材がどういったキャリアパスを経たのかまでは把握できないため、専門人材の育成に当たっては、現在、輸出管理担当部署の専任、さらに輸出管理の経験がある職員に聞き取り調査を行い、どういったキャリアパスを得て、当該職に就いているのかを中心に分析し、効果的に人材育成を行なった方が良いのではないだろうか。また、専門人材の育成が困難であるのであれば、輸出担当部署の担当者間の情報共有の場を提供し、経験者を育てる環境を設けることも一案であろう。

【参考資料】

新谷由紀子、菊本虔、筑波大学産学リエゾン共同研究センター「国立大学法人における安全保障貿易管理体制の整備状況と問題点に関する調査研究」、2010 年 7 月（https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2019/06/research_201006.pdf. accessed May 5, 2022）.

- 小林信一、細野光章「大学におけるデュアルユース技術開発とガバナンス-日米比較から」『研究 技術計画』Vol.35, No.4, 2020, p.450-471.
- 中田修二、CISTEC「米会計検査院報告書を基礎にした日米の大学の輸出管理の取り組む比較研究-日本の大学の輸出管理が改善に向かう道筋は?」『CISTEC Journal』2020.11, No.190, p.129-147.
- 則竹幹子、CISTEC「FBI “China: The Risk to Academia”/ 豪 ASPI “The China Defense Universities Tracker” - 米豪で危機感が高まる、学術機関の機微技術を狙った中国の軍拡と人権侵害」『CISTEC Journal』2020.1, No.185, p.243-267.
- 松本英登、文部科学省「大学における安全保障貿易管理に関する文部科学省の取組について-水平展開から垂直展開へ-」、『CISTEC Journal』2016.5, No.163, p.36-38.
- 文部科学省「大学の国際化と危機管理について～安全保障貿易管理に関する観点から～」(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/seminer/r4/mext2.pdf>, accessed May 5, 2022)
- Alex Joske, “Picking Flowers, Making Honey: The Chinese Military’s Collaboration with Foreign Universities,” Australian Strategic Policy Institute, International Cyber Policy Centre, 2018.
- Center for Security and Emerging Technology, Georgetown University, “Universities and the Chinese Defense Technology Workforce”, 2020. 日本語にて概要が以下から解説されている（則竹幹子、「CSET の Universities and the Chinese Defense Technology Workforce 軍産複合体と親密な国防七大学と米国ハイテク企業との協定」『CISTEC Journal』2021.3, No.192, p.125-135.）
- CISTEC、「日本学術会議による軍事的安全保障に関する「声明」と「報告」について-安全保障輸出管理の視点から」『CISTEC Journal』2017.5, No.169, p.114-122.
- Council on Governmental Relations, “Export Controls and Universities: Information and Case Studies”, 2004.
- Eileen Guo, Jess Aloe and Karen Hao, MIT Technology Review, “The US Crackdown on Chinese economic espionage is a mess. We have the data to show it.”, December 2, 2021 (<https://www.technologyreview.com/2021/12/02/1040656/china-initiative-us-justice-department/>, accessed May 5, 2022)
- Emma Scott, Ross Peel, Felix Ruechardt and Nick Mitchell, King’s College London, Center For Science and Security Studies, “Catalogue of Case Studies on Intangible Technology Transfers from Universities and Research Institutes”, September 2020 (<https://www.kcl.ac.uk/csss/assets/itt-case-studies-2020.pdf>, accessed May 5, 2022) 日本語版の抄訳は、則竹幹子、CISTEC、「ロンドン大学キングスカレッジによる無形技術移転の事例集（前編）」（『CISTEC Journal』, 2021.11 No.196, p.167-185）「ロンドン大学キングスカレッジによる無形技術移転の事例集（後編）」（CISTEC Journal, 2022.1. No.197, p.331-349）なお、本文における事例（事件）の名称は則竹による日本語訳を用いた。
- JASON, “Fundamental Research Security”, MITRE Corporation, 2019.
- Jeffrey Stoff and Glenn Tiffert, “Under the Radar: National Security Risk in US-China Scientific Collaboration”, Hoover Institute, Stanford University, 2020. 日本語にて報告書の内容の概要などを説明したものとして、CISTEC 事務局「Under the Radar: National Security Risk in US-China Scientific Collaboration 国防七大学との共同研究を検証した米シンクタンク報告書」『CISTEC Journal』, 2021.1, No.191, p.161-173 がある。
- Tibor Kremic, Glen Research Center, NASA, “Why the Lack of Academic Literature on Export Controls?”, 2001.
- United States Government Accountability Office, “State and Commerce Should Improve Guidance and Outreach to Address University-Specific Compliance Issues”, 2020.

White House Office of Science and Technology Policy, “Enhancing the Security and Integrity of America’s Research Enterprise”, 2020. (<https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2020/07/Enhancing-the-Security-and-Integrity-of-Americas-Research-Enterprise.pdf>.)

大学の安全保障輸出管理体制をめぐるアンケート調査

資料編

手塚沙織（南山大学）

五十嵐彰（大阪大学）

1. 調査名称

2022 年度「大学における安全保障輸出管理をめぐるアンケート調査」

2. 調査対象

全ての国立大学及び理工医薬系を持つ公私立大学の 323 校

3. 調査方法

調査票「大学における安全保障輸出管理をめぐるアンケート調査」を送付し、郵送にて返送、もしくは調査専用 Web サイトから回答

4. 調査期間

2022 年 11 月～12 月

5. 有効回答数

有効サンプルは 210 校（有効回収率 65 パーセント）。

回答大学は、大学区分別でみると、国公立は 96 校（45.7 パーセント）、私立は 114 校（54.3 パーセント）である。回答大学のうち、9 学部のうち 1 学部のみが医療系学部であることから全項目に未回答であった大学を除いた、210 校のデータを用いることとした。

6. 設問と結果 次ページ

1. 大学の安全保障輸出管理体制について

問1 貴学の大学の区分を教えてください。				
	国公立大学	私立		合計
度数	96	114		210
%	45.7	54.3		100
出典: 筆者作成、以下同。				

問2 貴学は輸出管理担当部署を設置していますか。				
	1. 全学の部署として設置している	2. 部署はないが、担当者が全学、または、必要な部局に配置されている	3. 部署も担当者もない	合計
度数	134	59	17	210
%	63.8	28.1	8.09	100

※ 「3.部署も担当者もない」という回答をした17校は全て私立大学である。

問3 貴学では輸出管理担当部署をいつ設置しましたか（記述式）						
	2000-2004年度	2005-2009年度	2010-2014年度	2015-2019年度	2020年度以降	合計
度数	1	7	44	57	24	133
%	0.75	5.26	33.1	42.9	18	100

問4 輸出管理担当部署には（調査時点で）何人配置されていますか。専任と兼任の人数（記述式）									
専任	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6-10人未満	10人以上	合計
度数	100	13	8	7	2	1	2	1	134
%	74.6	9.7	6.0	5.2	1.5	0.7	1.5	1.0	100
兼任	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6-10人未満	10人以上	合計
度数	5	9	36	24	20	11	21	8	134
%	3.7	6.7	26.9	17.9	14.9	8.2	15.7	6.0	100

問5 輸出管理担当部署の統括責任者は輸出管理に関する経験者ですか。				
	1. はい	2. いいえ	未回答	合計
度数	23	110	1	134
%	17.2	82.1	0.75	100

問6 統括責任者の方の輸出管理の経験は調査時点で何年ですか。						
	1. 一年未満	2. 三年未満	3. 五年未満	4. 七年未満	5. 七年以上	合計
度数	2	10	8	1	6	27
%	7.4	37.0	29.6	3.7	22.2	100

問 7 輸出管理担当部署には以下の権限がありますか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

	度数	%
1. 輸出管理に関する内部規程案の作成	124	94.7
2. 運用手続き（細則）の制定・改廃	102	77.9
3. 特定類型該当者の把握	108	82.4
4. 該非判定及び取引審査の最終的な承認	79	60.3
5. 教職員の輸出管理に関する監査	88	67.2
6. 教職員に対する輸出管理に関する研修・啓発活動	120	91.6
7. 学生に対する輸出管理に関する研修・啓発活動	83	63.4
8. 教職員・学生以外で貴学に所属する者（訪問者など）に対する輸出管理に関する研修・啓発活動	51	38.9

注：複数回答可で、各々に該当すると回答した割合であるため、合計しても100%とならない。

問 8 輸出管理担当部署として、他部署と連携・協力が得られていると感じますか。

	1. はい	2. いいえ	合計
度数	101	32	133
%	75.9	24.1	100

問 9 輸出管理担当部署として、研究者からの協力が得られていると感じますか。

	1. はい	2. いいえ	合計
度数	99	34	133
%	74.4	25.6	100

問 1 0 輸出管理担当部署として、研究者からの協力を得るために何が必要だと思いますか。（複数回答可）

	度数	%
1. 研究者の輸出管理への理解	34	100
2. 輸出管理に関する業務上の権限の拡大	2	5.8
3. 日本政府からの研究者への周知	21	61.8
4. 上記以外（自由記述）	4	14.7

注：複数回答可で、各々に該当すると回答した割合であるため、合計しても100%とならない。

問 1 1 輸出管理担当部署では貴学で起きた過去の輸出管理に関する問題（ヒヤリハットも含め）を把握していますか。

	1. 問題は全く起きていない	2. 全て把握	3. ある程度把握	4. 把握していない	合計
度数	73	10	41	9	133
%	54.9	7.5	30.8	6.8	100

問 1 2 輸出管理担当部署の設置の必要性を感じていますか。

	1. はい	2. いいえ	合計
度数	47	28	75
%	62.7	37.3	100

問13 輸出管理担当部署の設置にあたって、何が必要だと考えますか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

	度数	%
1. 人材	168	93.3
2. 資金	80	44.4
3. ノウハウ	162	90
4. 大学経営幹部の輸出管理への理解	121	67.2
5. その他（自由記述）	10	5.6

注：複数回答可で、各々に該当すると回答した割合であるため、合計しても100%とならない。

問14 貴学には輸出管理に関する内部規定がありますか。

	1. はい	2. いいえ	3. 策定中	合計
度数	186	17	6	209
%	89	8.1	2.9	100

問15 輸出管理に関する内部規定を教職員にどのように周知していますか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

	度数	%
1. 教職員全員に対するメールやポータルサイトでの発信	162	87.6
2. 教授会、教職員研修の場等での広く教職員全体に向けた発信	109	58.9
3. 新規採用職員全体に対する研修やメールでの発信	56	30.2
4. 輸出管理の必要性が高い部局の教職員へのメールやポータルサイトでの発信	24	13
5. 輸出管理の必要性が高い部局の教授会、教職員研修での重点的な発信	29	15.7
6. 輸出管理の必要性が高い教職員個人に対するメールやポータルサイトでの発信	22	11.9
7. 輸出管理の必要性が高い教職員個人に対する対面での周知	19	10.3

注：複数回答可で、各々に該当すると回答した割合であるため、合計しても100%とならない。

2. 輸出管理対象リストに関する大学の実務上の運営

問17 貴学は、輸出管理対象リスト該当の貨物・技術をどのように把握していますか。

	度数	%
1. 「リスト規制技術の保有状況に関する学内調査」と「教職員等が技術の提供又は貨物の輸出を行う場合に提出する事前確認シート」と「その他」（自由記述）にて	6	3
2. 「リスト規制技術の保有状況に関する学内調査」と「教職員等が技術の提供又は貨物の輸出を行う場合に提出する事前確認シート」	37	18.4
3. 「教職員等が技術の提供又は貨物の輸出を行う場合に提出する事前確認シート」にてのみ	140	69.6
4. 上記（「学内調査」と「事前確認シート」）以外の方法にて把握（自由記述）	18	9

問 1 8 問 1 7 のリスト規制技術の保有状況の主な学内調査対象は以下のうちのいずれかですか。

	度数		%
1. 全研究	8		18.6
2. 研究室の単位	12		27.9
3. 研究者の単位	21		48.3
4. 研究者の研究プロジェクト単位	1		2.3
5. 研究資金単位	0		0
6. 研究者（メンバーも含む）の国籍	0		9
7. 上記以外	1		2.3

問 1 9 問 1 8 の単位でみたとき、貴学のすべての当該単位に対してリスト規制該当となるものが何パーセントあると把握していますか。

	度数		%
1. 10%未満	31		75.6
2. 10%～19%	6		14.6
3. 20%～29%	0		0
4. 30%～39%	2		4.9
5. 40%～49%	0		0
6. 50%～99%	2		4.9
7. 100%	0		0

問 2 0 リスト規制対象となる研究者または研究室に対して、研究プロジェクトの資金の出所の輸出管理担当部署への開示を要求していますか。

	1. はい		2. いいえ		合計
度数	32		168		200
%	16		84		100

問 2 1 資金を把握している場合、どのような情報源を用いていますか。

	度数		%
1. 研究者または研究室に資金の出所の輸出管理担当部署への開示を要求し、把握している	10		31.3
2. 研究資金を管理する部署に輸出管理担当部署への開示を要求し、把握している	5		15.6
3. 研究資金を管理するデータベース等から輸出管理担当部署が確認をし、把握している	12		37.5
4. その他	5		15.6

問 2 2 リスト規制対象となる研究に関わる研究者/研究室のメンバー/プロジェクトのメンバーの所属をどこまで把握していますか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

	度数	%
1. 貴学以外の所属機関（給与の支払いを受けるもの）	120	66.7
2. 貴学以外の所属機関（客員、訪問などの職名であり、給与の支払いを受けないもの）	83	46.1
3. 学歴（大学卒業以降の学歴）	97	53.9
4. 職歴	100	55.6
5. 国籍（パスポートを発給した国）	107	59.4
6. 出身国	103	57.2

注：複数回答可で、各々に該当すると回答した割合であるため、合計しても100%とならない。

問 2 3 貴学では、リスト規制対象をどれぐらいの頻度でチェックしていますか

	度数	%
1. 1ヶ月に1度以上	5	2.5
2. 2～3ヶ月に1度	4	2
3. 4～6ヶ月に1度	12	6.1
4. 1年に1度	58	29.4
5. 上記以外の頻度	118	60

問 2 4 貴学では、外為法の例外規定（公知・基礎科学）が適用される技術の研究と、規制対象の技術の研究との判定は明確ですか。

	1. 常に明確	2. だいたい明確	3. あまり明確ではない	4. 不明確	合計
度数	26	88	54	33	201
%	12.9	43.8	26.9	16.4	100

問 2 5 貴学では、外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定にあたり、参照するガイドラインはありますか。

	1. はい	2. いいえ	合計
度数	52	150	202
%	25.7	74.3	100

問 2 6 輸出管理のリスト規制対象の研究か否かを区別するにあたり、貴学が抱えている問題はありますか。

	1. ある	2. ない	合計
度数	90	110	200
%	45	55	100

問 2 7 軍民両用（デュアルユース）技術となりうる研究を把握していますか。						
	1. 常に把握	2. だいたい把握	3. あまり把握していない	4. 把握していない		合計
度数	10	61	62	67		200
%	5	30.5	31	33.5		100

問 2 8 貴学がリスト規制対象の研究を行う研究者に対するワークロード（申請書の提出といった煩雑な作業）を減らすために工夫していることはありますか。					
	1. はい	2. いいえ			合計
度数	29	172			201
%	14.4	85.6			100

3. 大学のグローバル化に伴う輸出管理への対応

問 3 0 みなし輸出管理に関し、貴学の教職員（常勤・非常勤、パートアルバイト、学生TA・RA等）に対して、みなし輸出管理の対象である特定類型に該当するか否か（特定類型該当性）を確認するための学内調査（兼業や利益相反行為の禁止又は届出制を含む就業規則に基づく確認、特定類型の運用明確化の適用日（令和4年5月1日）以降に誓約書の提出を求める、等）を行なっていますか						
	1. はい	2. いいえ				合計
度数	118	88				206
%	57.3	42.7				100

問 3 1 貴学に所属する学生・非雇用の研究者/教員・訪問者等について、みなし輸出管理の対象である特定類型に該当するか否か（特定類型該当性）の確認を行っていますか。					
	1. はい	2. いいえ			合計
度数	114	92			206
%	55.3	44.7			100

問 3 2 みなし輸出管理の対象である特定類型者に該当するか否かを確認するにあたり、判断に困ることや懸念することはありませんか。ありましたら、具体的にお聞かせください。					
	1. はい	2. いいえ			合計
度数	61	140			201
%	30.3	69.7			100

問 3 3 留学生・研究者・教員・訪問者等として日本国籍以外の国籍を有する者（外国人）を受入れるにあたり、受入れ後の研究内容や技術提供をふまえて、外為法の許可申請が必要であるかの事前判定は明確ですか。					
	1. 常に明確	2. だいたい明確	3. あまり明確ではない	4. 不明確	合計
度数	60	89	30	23	202
%	29.7	44	14.9	11.4	100

問３４ 留学生・非雇用の研究者/教員・訪問者として日本国籍以外の国籍を有する者（外国人）を受入れるにあたり、受入れの事前確認シートといった形で事前に提出させる書類はありますか。					
	1. はい		2. いいえ		合計
度数	167		39		206
%	81.1		18.9		100

問３５ 研究者・教員として日本国籍以外の国籍を有する者（外国人）を雇用するにあたり、受入れの事前確認シートといった形で事前に提出させる書類はありますか。					
	1. はい		2. いいえ		合計
度数	140		66		206
%	68		32		100

問３６ 留学生・研究者・教員・訪問者等として日本国籍以外の国籍を有する者（外国人）を受け入れたのち、輸出管理に関する内部規程を遵守するため、関連する部署（例：国際交流担当部署、教務・入試担当部署、研究支援担当部署など）との連携が取れていると感じますか。					
	1. はい		2. いいえ		合計
度数	129		76		205
%	62.9		37.1		100

問３７ 留学生・研究者・教員・訪問者等として日本国籍以外の国籍を有する者（外国人）が貴学に所属する間、輸出管理に関する内部規程を遵守させるため、無作為抽出検査などのフォローアップメカニズムはありますか。					
	1. はい		2. いいえ		合計
度数	7		199		206
%	3.4		96.6		100

問３８ 日本国籍以外の国籍を有する者（外国人）が帰国する際に、該当者に輸出管理に関する内部規程を遵守させるため、実施している項目は以下のいずれですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。			
	度数		%
1. ない	103		50.5
2. 研修	7		3.4
3. 誓約書の提出	70		34.3
4. その他（具体的な記述）	32		15.7

問３９ 貴学に所属する研究者（日本国籍の有無に関わらず）が海外へ出張するにあたり、渡航先においてリスト規制対象の技術提供を防ぐための研修を行なっていますか。					
	1. はい		2. いいえ		合計
度数	68		138		206
%	33		67		100

問４０ 貴学に所属する研究者（日本国籍の有無に関わらず）が海外へ出張するにあたり、渡航先においてリスト規制対象の技術の提供を防ぐため、どのような形式にて担当部署へ事前申請方法を用いていますか。

	度数		%
1. 紙で申請	150		75.8
2. オンライン上で申請	29		14.6
3. 紙とオンラインの両方で申請	19		9.6

問４１ 貴学に所属する研究者（日本国籍の有無に関わらず）が海外出張するにあたり、海外出張手続きの中に携行する貨物に対しても輸出管理の対象になり得る旨を明記していますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	144	60			204
%	70.6	29.4			100

問４２ 貴学が規制対象の研究を行う研究者の海外出張に対して、研究者のワークロードを減らすために工夫していることはありますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	40	164			204
%	19.6	80.4			100

問４４ 過去に締結した国外の大学との研究連携の協定が、安全保障貿易管理の運用の対応と矛盾したケースはありますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	10	194			204
%	4.9	95.1			100

問４５ 産学連携の一環として、国外の企業と共同研究を行なっている研究者/研究室/プロジェクトを把握していますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	137	63			200
%	68.5	31.5			100

問４６ 上記（問４５）の共同研究が輸出管理対象か否かを判断するにあたって、判断に困ることや懸念することはありませんか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	26	114			140
%	18.6	81.4			100

4. 輸出管理体制に向けた政府の取り組みと大学の対応

問 4 8 日本政府（経済産業省）が提供する安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランスは、機微技術の管理上、役立っていると感じていますか

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	182	24			206
%	88.3	11.6			100

問 4 9 日本政府（経済産業省）が提供するアドバイザー派遣事業を利用されていますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	94	113			207
%	45.4	54.5			100

問 5 0 日本政府（経済産業省）が作成し経産省ホームページにて提供している教職員向けの安全保障貿易管理に関するe-ラーニングを利用されていますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	48	159			207
%	23.1	76.8			100

問 5 1 日本政府（経済産業省）が監修し、APRIN（一般財団法人公正研究推進協会）が提供する教職員向けの安全保障貿易管理に関するe-ラーニングを利用されていますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	64	143			207
%	30.9	69.1			100

問 5 2 上記（問 5 1）の日本政府が提供するものは、輸出管理の規程の遵守をし、安全輸出管理に関する業務を遂行するにあたり、十分だと思いますか。

	1. 十分	2. ほぼ十分	3. あまり十分ではない	4. 不十分		合計
度数	29	104	57	9		199
%	14.6	52.3	28.6	4.5		100

問 5 4 輸出管理担当部署として、輸出管理の対象リストの研究を進める研究者との間で十分なコミュニケーションを取れていると感じますか。

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	87	112			199
%	43.7	56.3			100

問 5 5 大学当局と研究者の間で輸出管理をめぐって起こった問題はありますか。
（例: 基礎科学か 否かといった大学当局と研究者間の認識の違い）

	1. はい	2. いいえ			合計
度数	21	183			204
%	10.3	89.7			100